

No	方式	運営費_負担割合			施設整備費_負担割合			
		国	県	町	国	県	町	事業者
1	公設公営（直営）	×	×	1	×	×	1	×
2	公設民営（指定管理者制度）	×	×	1	×	×	1	×
3	民設民営（私立）	1/2	1/4	1/4	1/2 ※1	×	1/4 ※1	1/4
4	公私連携型保育所	1/2	1/4	1/4	1/2	×	1/4	1/4

【100名定員 私立保育所：1億2千万円の場合 ※2】

単位：千円

No	方式	運営費負担額		
		国	県	町
1	公設公営（直営）	0	0	120,000
2	公設民営（指定管理者制度）	0	0	120,000
3	民設民営（私立）	60,000	30,000	30,000
4	公私連携型保育所	60,000	30,000	30,000

※1 待機児童解消のため、保育施設の整備を行う場合は、国が2/3、町が1/12となる。

※2 いずれの場合も、負担感をイメージするためのものであり、厳密には基準額や負担割合の見直しがあるため、正確な数値ではない。

【仮に3億円の施設整備費が発生した場合 ※2】

単位：千円

No	方式	施設整備費用			
		国	県	町	事業者
1	公設公営（直営）	0	0	300,000	0
2	公設民営（指定管理者制度）	0	0	300,000	0
3	民設民営（私立）	150,000	0	75,000	75,000
4	公私連携型保育所	150,000	0	75,000	75,000

# 保育施設の運営方式の比較

No	方式	財政面メリット	建替えの可能性
1	公設公営（直営）	特になし	町財政状況から可能性低い
2	公設民営（指定管理者制度）	特になし	町財政状況から可能性低い
3	民設民営（私立）	国、県からの補助が期待できる	国、事業者の負担が期待できる
4	公私連携型保育所	国、県からの補助が期待できる	国、事業者の負担が期待できる

No	方式	運営面
1	公設公営（直営）	正職員数に限りがあり、会計年度職員の集まり具合で左右される
2	公設民営（指定管理者制度）	民間での運営となるため、民間活力で職員の確保をしてもらえる
3	民設民営（私立）	民間での運営となるため、民間活力で職員の確保をしてもらえる
4	公私連携型保育所	民間での運営となるため、民間活力で職員の確保をもらえる

No	方式	児童負担	リスク
1	公設公営（直営）	状況は変わらないので、負担はない	子どもが減っても運営が可能
2	公設民営（指定管理者制度）	状況が変化するため、移行する場合は一定期間が必要	子どもが減っても運営が可能
3	民設民営（私立）	状況が変化するため、移行する場合は一定期間が必要	子どもが減った場合経営が困難となる
4	公私連携型保育所	状況が変化するため、移行する場合は一定期間が必要	子どもが減っても運営が可能

No	方式	財政面	建替の可能性	運営面	児童負担	リスク	総合
1	公設公営（直営）	×	×	△	○	○	
2	公設民営（指定管理者制度）	×	×	○	△	○	
3	民設民営（私立）	○	○	○	△	△	
4	公私連携型保育所	○	○	○	△	○	